

2025年度 公益財団法人日本体操協会
トランポリン公認コーチ認定講習会（香川会場）実施要項

主 催	公益財団法人日本体操協会
主 管	コーチ育成委員会トランポリンコーチ育成部
期 日	2025年11月15日（土）～16日（日）
会 場	会場1 15日 10:00～17:15、16日 9:00～13:45 株式会社都村製作所 〒766-0004 香川県仲多度郡琴平町榎井590 TEL 0877-73-2251 会場2 16日 13:45～17:15 ヴィスピことひら 〒766-0003 香川県仲多度郡琴平町五條1022-1 TEL 0877-75-0010
目 的	科学的・合理的なトランポリン指導理論を学習し、競技者の発掘・育成・強化を遂行できる能力を習得し、所定の手続きを経て、日本体操協会公認のトランポリンコーチ資格を取得する。
受講資格	2025年4月1日現在19歳以上で、日本体操協会公認トランポリン普及指導員資格を有し、今年度の普及指導員資格の登録を完了したもの、前宙、後宙（抱え型）以上の種目をコーチとして指導活動しているもの、また選手を都道府県大会レベル以上に出場させた指導実績があり、指導歴1年以上であるものとする。 ※以上の条件を満たしていない場合は受講、資格認定はできませんので 受講資格を再度確認してください。
講習内容	別表参照
検定試験	各講義における基礎理論、指導理論を主体とした筆記試験および補助法を主体とする実技試験の総合判定とし、コーチ育成委員会トランポリンコーチ育成部が審査する。
免除科目	以下の者は受講科目とその試験が免除される。 ①医療従事者(医師、看護師、救急救命士等)および普通救命講習修了者等 免除科目：「救急法」(1単位) ②本会認定審判員資格(シャトル競技審判員は除く) 免除科目：「審判法」(3単位) ※免除科目がある受講者は申込み時に、免除科目、免除申請理由、資格等を明記し、受講の際に証明できる書類等を当日持参してください。証明書類の提示がないと免除されない場合があります。
料金	受 講 料：20,000円（JGA-Webシステムを通じて期限内に支払う） テキスト：2,150 円（受講者がJGA-Webシステムより事前購入） 聴 講 料：2,000 円（今年度トランポリンコーチ登録者に限る）

コーチ資格登録	コーチ資格登録料：10,000円（2,500円×4年分）。なお、日本体操協会の事業に参加する場合は、別途、トランポリンチームの構成員登録（選手または選手以外）が必要となります。
	＜本資格登録について＞
	合否結果は開催1週間以内にJGA-Webシステムに登録しますので、マイページにてご確認ください。合格の場合は本システム上の資格登録料の「請求書」を発行し、期日までに納入ください。支払完了後に有資格者となります。
	※本資格の登録が完了するまでは「コーチ」活動はできません。
	※本資格の登録期限は、2027年3月31日まで（但し、2026年度JGA-Webシステム稼働中）
	※JGAトランポリン競技コーチは普及指導員資格の上位資格となるため、コーチ登録後は普及指導員資格の登録は不要となります。 今年度より審判3種の同時資格取得はできませんのでご注意ください。
申込方法	JGA-Webシステムへログイン後、メンバーメニュー「講習会申込」の【E1000 JGAトランポリン競技コーチ認定講習会<香川県会場>】の「申込」より、期日までにお申込みください。引き続き、メンバーページの「支払」から請求書を発行のうえ期日までに受講料を納入ください。 <ul style="list-style-type: none">・受講申込先URL https://jga-web.jp/workshop/316/detail・操作手順 講習会の申込 - マニュアル - NFメンバーシップサポート
	※なお、聴講申込み先は別になります。 <ul style="list-style-type: none">・聴講申込先 https://jga-web.jp/event/317/detail・2025年度新システムで本人ログインをしたことがない方は、過去情報を引継ぐため、まずは以下のマニュアルを参考に初回ログインを行なってください。その後、申込みが可能となります。 メンバー情報を引き継いでログイン - マニュアル - NFメンバーシップサポート
テキスト購入 (受講要件)	「JGA公認トランポリンコーチ資格認定講習会教本」2,150円（税・送料込） JGA-Webシステム「販売物一覧」より、必ず事前に購入してください。 <ul style="list-style-type: none">・申込先URL https://jga-web.jp/member/event-applying/33/detail
	※到着まで約10日（土日祝除く）を要しますので、お早目にお申し込みください。 ※当日、会場では販売いたしません。
申込期日 (締切)	2025年10月27日（月）必着 JGA公認トランポリンコーチ資格認定講習会申込みおよび費用が期日までに到着していることが受付要件です。 期日経過後は受け付けいたしかねますので、余裕をもって対応してください。 ＜キャンセルポリシー＞ <ul style="list-style-type: none">①期日前：振込手数料を差し引いて返金いたします②期日後：返金対応いたしかねます。但し、主催者の都合により講習会中止となった際は受講料を返金いたします。

問い合わせ 香川県トランポリン協会競技部
sanukitra1981@gmail.com（細谷）
※電話、FAXでの問い合わせは受け付けておりませんのでご了承ください

付記

- ・宿泊が必要な方は、各自でご手配ください。
- ・『トランポリン競技コーチ規程』

トランポリン公認コーチ認定講習会 スケジュール

11月15日（土）		11月16日（日）	
時間	内容	時間	内容
10：00	受付	09：00	受付
10：30	開講式	09：15	審判法（3単位）
10：45	トランポリン概論（1単位）	11：15	救急処置法（1単位）
11：30	指導者の役割（1単位）	12：00	休憩・昼食
12：15	休憩・昼食	12：45	筆記試験（60分）
13：00	トランポリンの心理学（1単位）	13：45	休憩・更衣
13：45	コーチング法Ⅰ（1単位）	14：00	コーチング実技（3単位） (コーチング法、補助法)
14：30	コーチング法Ⅱ（1単位）	16：00	実技試験
15：15	アンチドーピング（0.5単位） 補助法（0.5単位）	17：00	質疑応答
16：00	スポーツと法（1単位）	17：15	閉講式
16：45	質疑応答		
17：15	第1日終了		

※ スケジュールは諸々の状況により変更する場合があります。

〈持参するもの〉

15日（土）：テキスト、筆記用具、昼食、上靴

16日（日）：テキスト、筆記用具、昼食、上靴、実技に適した運動着

トランポリン競技コーチ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の管轄するトランポリン競技におけるコーチ（以下、「コーチ」という）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 コーチの資格を認定する制度は、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) トランポリン競技の基礎的あるいは専門的な運動技術と指導技術を身につけたコーチを養成する。
- (2) トランポリン競技の安全な実施と普及を図るとともに、国民の健康や生涯スポーツ発展に寄与するコーチを養成する。

(コーチの任務)

第3条 コーチは、第2条に示す本制度の目的を達成するため、トランポリン競技の指導に当たる。また、本会の主催する競技会に参加するコーチとして、所属する団体を統括する。

(認定の権限)

第4条 コーチの認定および継続の審査に関わる業務は、コーチ育成委員会トランポリンコーチ育成部（以下、「トランポリンコーチ育成部」という）が行い、会長がこれを認める。

(認定の基準)

第5条 コーチは、トランポリンコーチ育成部が企画するコーチの審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」という）を受講し、認定試験（筆記、実技）に合格し、コーチ資格登録料を納めた者。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

- (1) 認定講習会は、原則として毎年1回以上、本会が開催し、トランポリンコーチ育成部が企画、運営する。
- (2) 講師は、トランポリンコーチ育成部が選定し、承認を得た者が行う。

(受験資格)

第7条 コーチの受験資格は、当該年度4月1日時点に19歳以上であり、本会トランポリン普及指導員資格を有し、前方宙返り、後方宙返り（抱え型）以上の種目をコーチとして指導活動をしている者。ただし、本会倫理規程の定める違反行為によって本会、または本会以外の組織による処分が適用されている期間は受験資格を失うものとする。

(資格の有効期間)

第8条 資格の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 新規にコーチとして認定された日が属する年度、またはその翌年度にコーチ資格登録

料を支払った場合、支払い完了日の年度を含めて 4 か年度最終日の 3 月 31 日までの期間内有効とする。

(2) コーチとして継続更新する場合、第 8 条(1)の有効期間最終年度の翌年度に 4 か年度分のコーチ資格登録料を支払うことと、再び 4 か年度分の資格の有効期間を得ることができる。

(3) 有効期間内に、第 10 条に示された資格停止となつても資格の有効期間は変わらないものとする。

(4) 有効期間内に、第 10 条に示された資格失効となつた場合、その時点で有効期間完了となる。なお、支払われた有効期間内の資格登録料の返金は行わない。

(5) 有効期間内に、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認体操コーチ 3 (トランポリン)」資格を取得した場合、その 4 か年度分の資格登録料が新たに発生する。取得した資格が有効となつた段階で、本会コーチ資格の定義はその上位資格に含まれるものとする。なお、すでに支払われた有効期間内の本会コーチ資格登録料の返金は行わない。

(資格の継続)

第 9 条 資格の継続を希望する者は、有効期間内に開催される競技会や研修会に参加することが望まれる。

(資格の停止・失効)

第 10 条 資格の停止・失効の条件は、次のとおりとする。

(1) 第 8 条(1)(2)のコーチ資格登録料の当該年度内の支払いが完了しなかつた場合、コーチ資格は失効となる。

(2) 第 9 条に示す条件は、コーチとしての資質を研鑽することを推奨するものであり、資格の停止・失効につながるものではない。

(3) トランポリンコーチ育成部が特別な事情を確認した場合、停止または失効となつたコーチ資格を再び認定することができる。

(4) トランポリンコーチ育成部がコーチとして不適当と認めた場合、資格を停止または失効にすることができる。

(コーチ資格登録料)

第 11 条 コーチ資格登録料は、別表のとおりとする。

(コーチの権利)

第 12 条 コーチの権利は次のとおりとする。

(1) 本会主催のトランポリン競技会（ただし、全日本選手権および国民スポーツ大会を除く）に出場する選手のコーチになる権利。

(2) 定期的に行われるトランポリンコーチ育成部主催の研修会に参加する権利。

(3) 本会トランポリン普及指導員としての権利。

付則

- (1) この規程に定めのない事項は、それぞれの委員会で細則として別に定める。
- (2) この規程の改廃は、トランポリンコーチ育成部の審議を経て、理事会の議決によって行う。
- (3) 旧社団法人日本トランポリン協会が制定していた公認トランポリン競技コーチ規程は廃止する。

平成 29 年 3 月 3 日 制定
平成 29 年 4 月 1 日 施行
平成 31 年 3 月 9 日 改定
平成 31 年 3 月 9 日 施行
令和 6 年 12 月 7 日 改定
令和 7 年 4 月 1 日 施行

別表　トランポリン競技コーチ資格登録料

申請に関する料金は、次のとおりとする。

種類	料金
トランポリン競技 コーチ資格登録料	10,000 円 (4か年度分)